

雇用調整助成金による助成

景気の変動、産業構造の変化その他の「経済上の理由」により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等により労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する。

災害に伴う「経済上の理由」

自然災害による生産・販売のための施設・設備等の損壊といった直接的被害は、「経済上の理由」に該当せず、それによる休業等は助成の対象とならない。

一方で、自然災害の発生に伴って生じた、

- ① 需要の減少又は風評被害による販売又は集客の困難
- ② 交通の途絶による製品や原材料等の運送、通勤困難等の生産及び販売環境の悪化
- ③ 電気、水道及びガス等の供給や通信の途絶又は困難による生産及び販売環境の悪化
- ④ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難

等の経済的な取引関係の悪化・困難等自体は「経済上の理由」に該当する。

今回の台風では、平成30年7月豪雨と同様、甚大かつ広域的な影響が生じているため、同等の特例を措置

○ 職業安定局長通達の改正による対応 [令和元年10月21日施行] (台風15号・19号による影響に対して措置)

- ① 遡及適用 [台風15号については令和元年9月9日から、台風19号については令和元年10月12日から適用する]
- ② 生産指標 (対前年比10%以上減) の確認期間を直近3か月⇒直近1か月に短縮)
- ③ 雇用量要件の撤廃 (直近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする)
- ④ 災害の発生時において起業後1年未満の事業主についても助成対象とする

○ 雇用保険法施行規則の改正による対応⇒[激甚災害指定後速やかに実施] (台風19号による影響に対して措置)

- ⑤ 雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする
- ⑥ クーリングの撤廃 (以前の受給から1年未満でも受給可、過去の支給日数に関わらず新たに起算)
- ⑦ 助成率の引き上げ (大企業 1/2 ⇒ 2/3 中小企業 2/3 ⇒ 4/5)
- ⑧ 支給限度日数の延長 (1年間で100日 ⇒ 1年間で300日)

○ 対象地域 ①～⑥: 全国

- ⑦～⑧: 岩手・宮城・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野・静岡 (災害救助法適用地域)

雇用調整助成金について

概要

- 景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度。

支給対象事業主等

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者
ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等を除く。

支給手続き

- 最近3か月の生産指標が前年同期と比較して10%以上減少していること等の支給要件を確認。
- 休業等を実施する前に、実施計画（月単位）を都道府県労働局に提出し、その後、実際に休業等を実施した後に支給申請を行う。

助成内容等

- 休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成。
 - ・ 大企業：1/2 中小企業：2/3
ただし、雇用保険基本手当日額の最高額（8,335円）を日額上限とする。
- 教育訓練を実施した場合は、以上のほか、教育訓練費を支給。
 - ・ 1人1日当たり 1,200円

台風19号の災害に伴う雇用調整助成金の 特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【追加の特例内容】(台風に伴う経済上の理由により休業等を行う事業主が対象です。)

休業等の初日が令和元年10月12日から令和2年4月11日までの間にある場合、以下の措置を講じます。

① 休業を実施した場合の助成率を引き上げます。

【中小企業】2/3 ⇒ **4/5** 【大企業】1/2 ⇒ **2/3**

(※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の各都県内の事業所に限ります。)

② 支給限度日数を延長します。

「1年間で100日」⇒「1年間で **300日**」

(※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の各都県内の事業所に限ります。)

③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。

④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、
イ 支給限度日数について、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算します。

(既に実施している特例措置)

⑤ 災害発生日(令和元年10月12日)に遡っての休業等計画届提出が、令和2年1月20日提出分まで可能です。

⑥ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。

⑦ 災害発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象としています。

⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

【台風に伴う「経済上の理由」とは】

風水害による直接的な被害そのものは経済上の理由に当たりませんが、災害に伴う以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

(経済上の理由例)

- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない
- ・ 風評被害により、観光客が減少した
- ・ 施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。



平成30年7月豪雨の災害に伴い 「雇用調整助成金」の特例を追加実施します！

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

平成30年7月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主（※平成30年7月豪雨による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用可能です。）

※ 平成30年7月豪雨の影響に伴う「経済上の理由」とは、例えば

- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
- ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

【特例の内容】

本特例は、休業等の初日が平成30年7月5日から平成31年1月4日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用する

- ① 休業を実施した場合の助成率を引き上げる（※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各府県内の事業所に限る）
【中小企業：2/3から4/5へ】【大企業：1/2から2/3へ】
- ② 支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長（※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各府県内の事業所に限る）
- ③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする
イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する

（以下は既に実施している特例）

- ⑤ 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する
- ⑥ 平成30年7月豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑦ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

